

令和7年度大分県総合型クラブ連絡協議会 若者とのタッチポイント創出事業 手続きの流れ

8/23~8/24



申込者

インターンシップ申込書の提出
(オンラインフォームでの申込)



アシマネ養成講習会の受講



受入クラブとの打ち合わせ



インターンシップ期間
(原則14日以上)



報告書の提出

※クラブ独自で若者人材を発掘しても良い。ただし、既にクラブへ関与している人材は不可。

※意向調査を提出しても申込者不在の場合や、希望地域に受入可能なクラブが無い場合は、当該事業が出来ないこともある。

※インターンシップ終了後の継続雇用等については、申込者とクラブ間で相談して決定する、



クラブ

インターンシップ受入意向調査
(オンラインフォームでの申込)



受入クラブとの打ち合わせ



インターンシップ期間
(原則14日以上)



申込者への支払



報告書の提出



当該事業
補助金受取

令和7年度大分県総合型クラブ連絡協議会 若者とのタッチポイント創出事業 業務パターン（例）

	Aクラブ	Bクラブ	Cクラブ
9:00	事務局業務 (SNSの更新)	体育施設 受付業務	事務局業務 (イベントチラシの作成)
10:00	教室補助		
11:00		休 憩	行政関係者との 打ち合わせ
12:00	休 憩	事務局業務 (SNSの更新)	休 憩
13:00	事務局業務 (イベントチラシの作成)	教室補助	事務局業務 (SNSの更新)
14:00	教室補助		
15:00	事務局業務 (イベントチラシの作成)	事務局業務 (イベントチラシの作成)	教室補助
16:00			

・始業時刻および勤務時間については、インターンシップ申請者とクラブ間で協議の上決定。

・インターンシップ申込者の主な業務は
「クラブのSNSの開設・運用」
「イベントチラシの作成」
といった、クラブの広報活動を担当。

・その他の業務については、各クラブ任意で選定して良い。

・時給は1,000円に設定すること。
(例)
1,000円×6時間×14日＝84,000円
(うち本事業から50%の42,000円を補助)